

○奈良県警察交通機動隊の運営に関する訓令

(昭和44年 3 月20日本部訓令第 4 号)

[沿革] 昭和44年 3 月本部訓令第 6 号、46年 3 月第 8 号、48年 8 月第17号、52年 1 月第 1 号、54年 3 月第 6 号、57年 5 月第 8 号、60年 6 月第 4 号、63年 1 月第 4 号、平成元年 5 月第 4 号、2 年 1 月第 1 号、3 年10月第11号、4 年 5 月第15号、7 月第23号、7 年12月第32号、8 年 12月第24号、11年 9 月第18号、13年 3 月第 3 号、17年 7 月第12号、20年 1 月第 2 号、3 月第16号、21年11月第10号、26年 2 月第 6 号、27年 2 月第 3 号、31年 3 月第10号、4 月第13号改正

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、奈良県警察組織規則（昭和43年 6 月奈良県公安委員会規則第10号）第51条の規定に基づき、交通機動隊の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第 2 条 交通機動隊の運営については、別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(職務)

第 3 条 交通機動隊は、集中運用する交通取締用自動車その他の車両の機動力をいかして、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 主として、別表第 1 に定める道路において、交通指導取締りに当たること。
- (2) 命を受けて警衛・警護・警戒・警備等に当たること。
- (3) ひき逃げ事件発生時において交通検問等に当たること。

2 交通機動隊は、前項に定める職務のほか、警察署における交通事故関係事件捜査の応援その他特に命ずる職務を行うものとする。

(隊長の責務)

第 4 条 交通機動隊長（以下「隊長」という。）は、前条の職務を円滑に遂行するため、関係の部課長、警察署長等と緊密な連携を保つとともに部下職員に対する指揮監督、指導教養及び各種車両の運用を適切に行い、交通機動隊の効率的な運営につとめなければならない。

(編成)

第 4 条の 2 交通機動隊の編成基準は、別表第 2 のとおりとする。

(援助要請)

第 5 条 警察本部（以下「本部」という。）の部課長及び警察署長は、交通指導取締り

又は警衛、警護、警戒、警備等のため交通機動隊の援助を必要とするときは、本部長に要請しなければならない。

- 2 前項の要請は、原則として、前日までに交通機動隊援助要請書（別記様式）により、隊長を経て行う。

## 第6条 削除

（勤務制）

第7条 交通機動隊に勤務する職員（以下「隊員」という。）の勤務は、奈良県警察職員の勤務に関する訓令（平成4年7月奈良県警察本部訓令第23号）に定めるところによる。

（勤務時間等）

第8条 隊員の勤務時間の割振りは、次表の基準に基づき隊長が定める。

| 勤 務 種 別 | 勤 務 時 間 の 割 振 り |
|---------|-----------------|
| 指示・点検   | 45分             |
| 指導取締り   | 5時間             |
| 書類作成    | 1時間             |
| 車両整備    | 1時間             |

## 第9条 削除

（月間勤務計画）

第10条 隊長は、毎月25日までに翌月の勤務計画を定めなければならない。

- 2 前項の勤務計画は、交通事故の発生状況、交通状態等を勘案して定めるものとする。

（1日の勤務計画）

第11条 隊長は、第8条に定める勤務時間の基準により、隊員の1日の勤務計画を定めなければならない。

- 2 隊員は、前項の計画によって勤務できないときは、直ちに隊長に勤務の変更の承認を求め、また、そのいとまのないときは、必要な措置をとった後その経過を速やかに報告しなければならない。

（隊員の留意事項）

第12条 隊員は、職務の特殊性にかんがみ、特に次の各号の事項に留意しなければならない。

- (1) 関係法令等を遵守して、安全運転の励行に努めること。
- (2) 違反者等に対しては、言語、態度等に細心の注意を払い、適正な指導取締りを行うこと。
- (3) 自己の担当する車両及び資機材を点検整備して、有事即応の態勢を整えておくこ

と。

(4) 関係警察署の警察官と緊密な連絡の保持に努めること。

(5) 自己の健康を最良の状態に維持するよう摂生に努めること。

(交通事故の措置)

第13条 隊員は、交通事故を現認し、又は届出その他の方法により認知し、その現場に赴いたときは、負傷者の救護、被疑者及び参考人の確保、現場保存、交通整理等の初動措置を迅速かつ的確にとるとともに、速やかに当該事故の発生地を管轄する警察署の警察官に引き継がなければならない。

(事件等の措置)

第14条 隊員は、犯罪（道路交通関係法令違反を除く。以下この条において同じ。）を現認したときは、被疑者の逮捕、参考人の確保、現場保存等必要な措置をとらなければならない。この場合において、被疑者を逮捕したときは、被疑者の身柄に関係書類及び証拠資料を添えて、逮捕した場所を管轄する警察署長に引き継がなければならない。

2 隊員は、届出、通報その他の方法により犯罪を認知し、又は願出等を受理したときは、隊本来の職務に支障を生じない範囲内で必要な措置を講じ、速やかに関係警察署長に引き継がなければならない。

3 隊員は、警察本部第二庁舎において勤務する場合は、奈良県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年12月奈良県警察本部訓令第26号）に基づき、当該施設の所在地を管轄する警察署長の指揮監督を受け、遺失物等の取扱いを行うものとする。

(報告)

第15条 隊員は、勤務の状況、勤務中に取り扱った事項等を隊長に報告しなければならない。

(指導監督)

第16条 隊長は隊員に対し、毎月1回以上勤務に必要な教養訓練を行わなければならない。

2 交通機動隊の幹部（以下「隊幹部」という。）は、隊員の執行務、車両の操縦技能の向上及び勤務の能率化を図るため、あらゆる機会を通じて指導監督しなければならない。

(幹部会議)

第17条 隊長は、隊運営の適正化を図るため、必要により隊幹部を招集して会議を開催するものとする。

2 前項の会議の状況は、これを記録しておかねばならない。

(巡視)

第18条 隊幹部は、次の各号の基準により、分駐所に対する巡視を積極的に行わなければならない。

(1) 隊長 随時

(2) 副隊長 1月に1回以上

(3) 前2号以外の隊幹部は、隊長の指定に基づき1月に2回以上

(車両等の点検)

第19条 隊長は、毎月1回以上通常点検に併せて車両及び資器材の点検を実施しなければならない。

(仕業点検、指示等)

第20条 隊幹部は、隊員の就勤の際は必ず立ち会い、仕業点検及び必要な指示等を行わなければならない。

(当直勤務)

第21条 当直勤務は、隊長が命ずる。

(服務要領等)

第22条 この訓令に定めるもののほか、服務等について必要な事項は、隊長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和44年3月21日から施行する。

(訓令の廃止)

2 針交通派出所の運営に関する訓令（昭和40年12月奈良県警察本部訓令第12号）は、廃止する。

附 則 （昭和44年3月31日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 （昭和46年3月31日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 （昭和48年8月1日本部訓令第17号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和52年1月12日本部訓令第1号）抄

(施行期日)

1 この訓令は、昭和52年1月12日から施行する。

附 則 （昭和54年3月19日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和54年3月19日から施行する。

附 則 （昭和57年5月17日本部訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和60年6月26日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則 （昭和63年1月20日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和63年2月1日から施行する。

附 則 （平成元年5月9日本部訓令第4号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成元年5月13日から施行する。

附 則 （平成2年1月11日本部訓令第1号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成2年2月1日から施行する。

附 則 （平成3年10月9日本部訓令第11号）

この訓令は、平成3年10月9日から施行する。

附 則 （平成4年5月18日本部訓令第15号）

この訓令は、平成4年5月18日から施行し、平成4年3月13日から適用する。

附 則 （平成4年7月31日本部訓令第23号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 （平成7年12月7日本部訓令第32号）

この訓令は、平成7年12月7日から施行する。

附 則 （平成8年12月20日本部訓令第24号）

この訓令は、平成8年12月20日から施行する。

附 則 （平成11年9月22日本部訓令第18号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 （平成13年3月22日本部訓令第3号）

この訓令は、平成13年3月26日から施行する。〔以下略〕

附 則 （平成17年7月1日本部訓令第12号）

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 （平成20年1月18日本部訓令第2号）

この訓令は、平成20年1月18日から施行する。

附 則 （平成20年 3 月21日本部訓令第16号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成20年 3 月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （平成21年11月11日本部訓令第10号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成21年12月 1 日から施行する。

附 則 （平成26年 2 月24日本部訓令第 6 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成26年 3 月 3 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （平成27年 2 月13日本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成27年 2 月27日から施行する。

附 則 （平成31年 3 月29日本部訓令第10号）

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成31年 4 月26日本部訓令第13号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年 4 月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

（別表等省略）